

令和5年度第3回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年6月13日(火)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	9時00分	閉会時間	9時51分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	6 番	塩 見 真 由 美
	2 番	天 崎 直 幸	7 番	足 立 進 也
	3 番	木 山 篤 志	8 番	糸 田 川 啓
	4 番	嶋 川 克 寿	9 番	福 田 英 夫
	5 番	加 藤 幸 児	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	大 宮	藤 原 恵 司	福 栄	山 本 昌 樹
欠席した委員	阿毘縁	岸 幸 利		
議事録署名委員	9 番	福 田 英 夫	1 番	足 立 福 子
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	山 田 祐 志

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請書の進達意見審議について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	公務災害補償制度について
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	<p>定刻より若干早いですが、予定しておられる委員の皆さんの出席を確認しておりますので、令和5年度 第3回日南町農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席者のご報告をさせていただきます。阿毘縁地区、岸農地利用最適化推進委員が所要により欠席届が出ております。</p> <p>開会にあたり梅林会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
挨拶	議 長	<p>皆さんおはようございます。今年の梅雨は一週間以上早く入りましたが、台風もすでに3号が発生しています。これ以上の災害が発生しないよう願うものです。</p> <p>さて、先月30日、31日に東京都文京区文京シビックホールで全国より大会関係者約2,000人の参加で開催された全国農業委員会会長大会に出席してきました。大会では、政策提案決議として「食料安全保障の確立に向けた持続可能な農業・農村を創るための政策提案」を決議し、申し合わせ決議として「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」「情報提供活動の一層の強化」の2点を申し合わせました。</p> <p>そして、鹿児島県屋久島農業委員会・静岡県伊東農業委員会、2県の農業委員会活動報告を受けた後、衆議院議員会館・参議院議員会館を訪れ地元選出議員に大会決議文の陳情を行い、大会を終えました。その際、赤澤議員の話では米の価格保証金が今年は支払いになるとの見通しを話されましたし、今年の再生協議会の総会の折に中四国農政局の職員の話で、畑地化促進補助金として、10a当たり17万円の支払いの件で舞立議員へ中四国農政局の説明では、一定の団地規模での連反が必要との話があったと質問をしたところ、すぐさま1日には返事を頂きました。回答として国はその様な面積のくくりはしていないとのことでしたが、やはりその地域の状況に合わせたものが必要とのことでした。</p> <p>以上、ご報告申し上げ、令和5年度 第3回日南町農業委員会総会を開会します。よろしく願いいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、9番、福田農業委員、1番、足立農業委員を指名した。</p>
報告第1号	議 長	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について資料1頁です。本日は3件、合意解約の届出が出ております。</p> <p>番号1、農地の所在地が△△×××番地、×××番地の田が2筆、面積合計が1,876㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の有限会社□□□、令和6年12月31日までの契約でしたが、合意解約の届出が出ております。解約後、所有者が管理をされるということです。</p> <p>番号2、農地の所在地が△△×××番地、×××番地の田が2筆、面積合計が3,259㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の有限会社□□□、令和6年12月31日までの契約でしたが、合意解約の届出が出ており</p>

		<p>ます。解約後、所有者が管理されるということです。</p> <p>番号3、農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が1,288㎡、貸付人が△△市の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん、令和8年12月31日までの契約でしたが、合意解約の届出が出ております。解約後、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて有限会社□□□と再契約される予定となります。以上です。</p>
	議長	<p>本日は追加で報告事項がありますので、追加報告の後で質問等の時間を設けたいと思います。</p>
報告第2号	議長	<p>報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。</p>
	主事	<p>報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更について、本日配布資料となります。この後の議案第2号、農地法第3条所有権移転にかかるところです。</p> <p>農地の所在地が△△×××番地、×××番地、合わせて2筆、面積が1,893㎡、〇〇〇さんから〇〇〇さんへ所有権移転に伴う権利者の変更です。借受人は株式会社□□□、契約の内容については変更ありません。以上です。</p>
	議長	<p>2件の報告事項がありました。ご質問、ご意見がございませうか。無いようですので報告事項を終わります。</p>
議案第1号	議長	<p>続いて議事に移ります。議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について事務局お願いします。</p>
	主事	<p>議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について資料3頁です。本日は非農地申請が1件出ております。</p> <p>番号1、土地の所在地が△△×××番地、畑が1筆、面積が476㎡、土地の所有者は△△県△△市の〇〇〇代表相続人の〇〇〇さん、非農地の事由は20年以上耕作しておらず、今後も活用の予定ははいということです。5月の農地部会で事前協議させていただいたものになります。4頁から7頁に中間図、位置図、現地確認写真を付けております。以上です。</p>
	議長	<p>議案1号について地元委員の補足説明後お願いします。</p> <p>(藤原農地最適化推進委員 挙手) 藤原農地最適化推進委員。</p>
	藤原推進委員	<p>加藤農業委員、事務局と3人で現地確認に行きました。現状として、腿のあたりまで木が生えている状態で、農地として管理できる状態ではありませんでした。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。農地部会長、追加説明等ありますか。</p>
	加藤農業委員	<p>ありません。</p>
	議長	<p>議案第1号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございませうか。</p> <p>無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。</p>

		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、資料 9 頁からになります。本日は 2 件の所有権移転の申請の届出が出ております。</p> <p>申請番号 1、土地の所在地が△△×××番地、×××番地の田が 2 筆、面積合計が 2,284 m²、譲渡人が△△の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、売買での所有権移転です。5 月の農地部会で事前協議させていただいた内容になります。</p> <p>申請番号 2、土地の所在地が△△×××番地、×××番地、合わせて 2 筆、面積合計が 1,893 m²、譲渡人が△△市の〇〇〇さん、譲受人が△△市の〇〇〇さん、贈与での所有権移転です。先ほど軽微な変更で報告させていただいた内容のとなります。株式会社□□□との契約は継続されます。こちらも、5 月の農地部会で事前協議させていただいた内容になります。</p> <p>10 頁から町内位置図、11 頁から申請番号 1 の中間図、位置図、現地写真、14 頁から申請番号 2 の中間図、位置図、現地写真をつけております。以上です。</p>
	議 長	申請番号 1、地元委員の補足説明がありましたらお願いします。 (倉光農地利用最適化推進委員 挙手) 倉光推進委員。
	倉光推進委員	日野上地区農地利用最適化推進委員、倉光です。13 頁の写真は田植え前ですが、現在田植えも済んでおり、きれいに管理されています。ですので、所有権移転については問題ないと思います。以上です。
	議 長	申請番号 2、地元委員の補足説明がありましたらお願いします。 (難波農地利用最適化推進委員 挙手) 難波推進委員。
	難波推進委員	石見地区農地利用最適化推進委員、難波です。事務局から軽微な変更での説明もありました。贈与ということで問題ないと思います。以上です。
	議 長	農地部会長から、追加説明がありますか。
	加藤農業委員	ありません。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。 (9 番 福田職務代理 挙手) 9 番 福田職務代理。
	福田職務代理	申請番号 1 について売買ということですが、価格を教えてください。
	主 事	申請番号 1 について売買の価格ですが、全体で◇◇◇万円と伺っております。以上です。
	福田職務代理	ありがとうございます。

	議 長	<p>その他、議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。申請番号ごとに採決を取ります。申請番号 1 について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手) 全員意義のないことを確認して、申請番号 1 は承認された。
	議 長	<p>申請番号 2 について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号 2 は承認された。
議案第 3 号	議 長	<p>議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の進達意見審議について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の進達意見審議について、資料 17 頁からになります。</p> <p>番号 1、土地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 476 m²、譲渡人が△△の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、農地法第 5 条による恒久転用となります。現地は第 2 種農地ということで、公共施設である日南町役場周囲の約 500m 以内です。転用目的は住宅用地として利用をするためとなります。昨年 9 月、10 月の総会で、農業振興地域整備計画の重要変更として協議させていただいた案件になります。この度、令和 5 年 5 月 29 日に農用地除外となりましたので、農地法第 5 条による許可申請になります。</p> <p>18 頁の資料は中間図兼第 2 種農地判定資料、19 頁は位置図兼周辺農地検討図、20 頁に申請地以外での検討結果、21 頁に字切図、22 頁から平面図、上下水道配管図、土地利用計画図、被害防除計画図をつけております。農振除外申請から変更はありません。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 3 号について、地元委員の補足説明、ご質問、ご意見がございますか。工事期間は年内ということです。</p> <p>ご意見等無いようですので、採決に移ります。議案第 3 号について妥当と認める方の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
議案第 4 号	議 長	<p>議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について、資料 27 頁からになります。28 頁に利用集積等促進計画案の総括表をつけております。本日は機構を通じた新規の案件が 1 件、3 年から 6 年未満の田が 1 筆、1,288 m²となります。</p> <p>資料 28 頁に集計表を付けておりますので、ご確認お願いいたします。</p> <p>資料 30 頁に詳細を付けております。申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 1,288 m²、貸付人が△△市の〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて△△の有限会社□□□が借受けられ</p>

		<p>ます。水稻作付、全体で米◇◇kgの物納、令和5年7月1日から令和10年12月31日までの5年6ヶ月の契約になります。</p> <p>資料 31 頁から有限会社□□□の経営状況等の資料を付けておりますので、ご確認お願いいたします。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第4号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第4号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
	議 長	<p>以上で議事を終わります。</p>
協議第1号	議 長	<p>続いて協議事項に移ります。事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>協議第1号 総会の議案には載せておりませんが、本日配布資料の公務災害補償制度についての資料をご覧ください。毎年加入しています、公務災害補償制度ですが、今年度もA型を2口加入したいと思います。保険期間が毎年10月1日から翌年の10月1日までとなります。保険料については来月の報酬から引去りをさせていただいて、申し込みをしたいと考えております。以上です。</p>
	議 長	<p>協議第1号、公務災害補償の傷害保険についてです。A型を2口、保険料は2,000円、保険料は来月の報酬から引去りということです。</p> <p>ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>無いようですので、公務災害補償制度に加入するということで決定いたします。</p> <p>事務局からの協議事項は以上ですが、皆さんから何かありますでしょうか。</p> <p>(3番 木山農業委員 挙手) 3番 木山農業委員。</p>
	木山農業委員	<p>公務について質問ですが、今日のような農業委員会総会の時は招集があるのでわかりやすいですが、「その他、農業委員会の業務に従事するときなど」と記載してありますが、地域内パトロールしているときと区別がつきにくい場合があります。そういう時に怪我をした場合の証明についてはどのようになるのでしょうか。</p>
	高橋事務局長	<p>公務災害の基準についてですが、実際に公務と私用の区別がつきにくい活動をしておられると思います。一つの目安として活動記録簿を付けていただいておりますので、それが一つの証明になるのではと考えております。活動記録簿の記載をお願いしたいと思います。活動中の事故等ありましたら、まずは事務局までご連絡いただきたいと思います。以上です。</p>
	議 長	<p>先ほど事務局から保険料の引去りは来月の報酬からと報告がありましたが、保険期間は10月1日から1年間となっておりますけど。</p>
	高橋事務局長	<p>10月1日からの保険期間ですが、手続きの関係で、来月の報酬から引去りさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>その他、皆さんから協議事項がありますでしょうか。無いようですので次に移ります。</p>

その他	議長	その他、事務局お願いします。
	主事	<p>次回総会は、令和5年7月10日（月）9時から開会予定です。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、令和5年度 日南町地籍調査実施計画地区についてです。</p> <p>加藤農業委員より日南町地籍調査推進協議会の実施計画地区の資料を農業委員会で共有してほしいということで、資料をいただきました。加藤農業委員よりご説明をお願いできればと思います。</p>
	議長	(5番 加藤農業委員 挙手) 5番 加藤農業委員。
	加藤農業委員	<p>先般、6月2日に第1回 日南町地籍調査推進協議会がありましたので、参加しました。令和5年度の地籍実施計画地区、地籍調査実施区域図を添付してもらっていますので、業務の参考にさせていただけたらと思います。</p> <p>事務局からの説明では、この地籍調査事業が実施されて26年が経過しているということです。26年で進捗率が38%ということです。今年度の事業としては2%ということでした。事業完了は40年くらいかかるということです。以上です。</p>
	議長	<p>ただ今の、説明についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので、私から質問よろしいでしょうか。</p> <p>他町村の進捗状況がわかりますか。</p> <p>(5番 加藤農業委員 挙手) 5番 加藤農業委員。</p>
	加藤農業委員	<p>他町村についての説明はありませんでした。次回10月に開催予定ということでしたので、それまでにわかるように事前をお願いしておきます。</p> <p>日南町の中にも100%で終わっているところもあれば数%しかないところもあります。事業費がつかないと難しいところもあると思います。</p>
	議長	(4番 嶋川農業委員 挙手) 4番 嶋川農業委員。
	嶋川農業委員	<p>各市町村の推進する意気込みで事業費をどれだけ上げていくかということが大きく影響していると思います。町村によっては委託で事業を行っているところもあるようです。日南町の場合町内全域で混在している状況だと思いますので、なかなか進捗率が上がっていかないと思います。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございます。随時、加藤農業委員には地籍調査推進協議会の報告をお願いしたいと思います。</p> <p>その他、ありますでしょうか。</p>
	主事	<p>総会終了後、第3会議室にて農地部会を開催したいと思います。本日多里地域の案件があります。よろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>その他、皆さんからありますでしょうか。</p> <p>(1番 足立農業委員 挙手) 1番 足立農業委員。</p>
	足立農業委員	<p>農地ナビを活用されておられる方がおられたら、活用の状況など教えてくださいたいと思います。</p>
	議長	(9番 福田職務代理 挙手) 9番 福田職務代理。

福田職務代理	<p>ネットで閲覧できる農地ナビを見たことはあります。地番を調べたことはありますが、常時見ることはありません。必要情報を確認することはあります。情報が細かく更新されていないと思いますので、確認程度です。</p>
議長	<p>(8番 糸田川農業委員 挙手) 8番 糸田川農業委員。</p>
糸田川農業委員	<p>eMAFF 農地ナビに名称変更される前から使っていました。自分は地番を調べるときに使っています。</p> <p>情報入力については農業委員会からできるということを聞いております。基となる情報は農業委員が提供しないと入力できない部分があります。誰が管理しているかなど、耕作者の色分けができますが、今はそれくらいしか使い便利がいいというのがないと思います。以上です。</p>
議長	<p>(事務局 山田主事 挙手) 事務局。</p>
主事	<p>eMAFF 農地ナビについての補足情報ですが、現在農林水産省で情報等の更新をしております。農業委員会で使っているサポートシステムとの一本化の動きもあります。登記情報等についても農林水産省で情報収集されておられますので、今後改善されていくのではと思います。以上です。</p>
議長	<p>今年度、推進委員の皆さんにタブレットを配布して活用していただいて現状の更新をお願いしていますが、どのような状況なのかご報告いただければと思います。問題点等がありましたら含めて報告していただけますか。</p> <p>(事務局 高橋事務局長 挙手) 事務局。</p>
高橋事務局長	<p>現在推進員の皆さんに配布しております、タブレットに関しまして、概ね操作については覚えていただいていると思います。今後の推進の方法ですが、毎年8月に行っています、農地パトロールで活用していきたいと考えています。また、事務局の方でも操作研修会を開催させていただけたらと考えています。</p> <p>農地ナビについてですが、インターネット上で閲覧可能な農地ナビについては、個人情報等の関係がありますので、詳細な内容については閲覧ができない状況です。詳細な情報については推進委員の皆さんにお渡ししているタブレットから農地の情報が収集できるということです。個人情報等についてはクラウドによるセキュリティーがかけられています。一般の方の利用については福田職務代理、糸田川委員が仰られた活用方法ではないかと思えます。将来的には農業委員の皆さんにも配布して、現地確認、総会でも活用できればと考えておりますので、町長部局と協議を進めていきたいと考えております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。8月には農地パトロールがありますので現地で使えるようお願いしたいと思います。事務局も含めて推進委員の皆さんもお願いします。</p> <p>(倉光農地利用最適化推進委員 挙手) 倉光推進委員</p>
倉光推進委員	<p>事務局にお願いですが、実際にタブレットの操作研修については座学で行っており、それだけではなかなか身につかないというのが現状です。農地パトロールで活用するためには、それまでに現場での操作研修をやって</p>

		みる必要があると思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。以上です。
	議長	ありがとうございます。倉光推進委員からご意見がありました。現地研修について配慮をお願いできればと思います。よろしくお願いします。
閉会	議長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和5年度第3回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和5年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員